

総行女第32号
職障発0807第1号
令和8年8月7日

各都道府県総務部長
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)
各指定都市総務局長
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
(公印省略)
厚生労働省職業安定局
障害者雇用対策課長
(公印省略)

「職場における合理的配慮のためのコミュニケーションツール」の配布について

各地方公共団体におかれましては、かねてより障害者の雇用促進に積極的に取り組んでいただき、厚く御礼申し上げます。

障害者の雇用については、令和8年7月1日より障害者雇用率が引き上げられ、今後障害者の活躍の場が一層広がることが考えられるところ、各地方公共団体におかれましては、民間の事業主に対して率先垂範する観点からも、障害者が活躍しやすい職場づくりの推進に一層取り組んでいただくことが重要です。

障害者が活躍しやすい職場づくりの推進に向けては、障害のある職員に対する合理的配慮の適切な提供や障害のある職員が相談しやすい体制整備等が重要であることから、今般、別紙のとおり、「職場における合理的配慮のためのコミュニケーションツール」(以下「ツール」という。)を作成しましたので、配布します。

各地方公共団体におかれましては、下記に留意の上、ツールの活用についてご検討いただくとともに、引き続き、障害者が活躍しやすい職場づくりに向け、各地方公共団体の実情に応じた必要な措置を講じていただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知については、一斉通知・調査システムを通じて各市区町村に対しても情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第59条（技術的助言）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 ツールの概要

ツールは、障害のある職員と管理者との間で共通理解を図り、適切な職場環境を作

るための話し合いを円滑に進めるためのものであり、障害のある職員が管理者あてに配慮事項等を申し出るための「①職場における合理的配慮申出シート」と、管理者が障害のある職員と話し合った内容や講ずる措置の内容を記載して障害のある職員と共有する「②認識共有シート」からなるものである。

また、障害のある職員が相談を希望する場合に円滑に相談できるよう、「職員に対する障害者職業生活相談員の連絡先」を併せて周知するものである。

2 活用方法

ツールは、①障害のある職員の着任時・人事異動時や、②人事評価等の定期面談時、障害者任免状況通報書の作成時などに合わせ、年1回以上、任命権者又は人事担当部局から障害のある職員へ定期的に配布するとともに、必要に応じて配慮事項等の更新等を行うことを想定しているものである。

なお、ツールは、各地方公共団体の実情に応じて、適宜加工していただいて差し支えない。また、既に合理的配慮に係る様式等を独自に作成し、採用時や定期面談時に使用している場合は、引き続き当該様式等を使用していただくことで差し支えない。

3 留意事項

- 合理的配慮の提供については、採用後は、職場側が障害のある職員に対し職場において支障となっている事情の有無を確認することとされており、当該障害のある職員からの申出がなくても、必要に応じて定期的に状況を確認し、支障が認められる場合には、提供すべき合理的配慮について当該障害のある職員と調整することが求められる。このため、上記2のように、任命権者等から障害のある職員に対し、定期的なツールの配布等を通じて、必要な合理的配慮を定期的に把握・調整することが重要と考えられること。
- 合理的配慮として提供すべき内容については、厚生労働省のホームページにおいて公表されている「合理的配慮指針」や「障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関するQ&A【第三版】」、「公的機関における障害者への合理的配慮事例集【第八版】（地方公共団体等）」、「障害者への合理的配慮好事例集（令和7年9月）」などを参照すること。また、合理的配慮の提供に際しては、必要に応じて、障害のある職員の着任当初に話し合いの機会を多く設けることや、外部機関（地域の就労支援機関等）による支援を活用すること等の工夫も考えられること。

（参考）厚生労働省ホームページ

[雇用分野における障害者への差別禁止・合理的配慮 | 厚生労働省](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shougaisha_h25/index.html)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shougaisha_h25/index.html

- 障害者職業生活相談員は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第79条第1項の規定により、障害者の職場生活全般についての相談、

指導を行うことが義務付けられており、5人以上の障害者である職員が勤務する事業所において選任しなければならない。このため、現時点で選任していない地方公共団体においては、速やかに必要な選任を行う必要があること。

【担当】

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室
寺師、江村
電 話：03-5253-5546

厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課
地域就労支援室
渡邊
電 話：03-5253-1111(内線 5858)

職場における合理的配慮のためのコミュニケーションツール

①職場における合理的配慮申出シート 兼 ②認識共有シート

はじめに

本シートは、職場における合理的配慮について、障害のある方と管理者が共通理解を持ち、適切な職場環境を作るための話合いを円滑に進めるためのツールです。

①「職場における合理的配慮申出シート」は障害のある方が管理者あてに、②「認識共有シート」は管理者が障害のある方向けに必要事項を記載してください。

障害のある方は、管理者に対して、障害特性や困りごと、配慮を希望する事項がある場合は積極的に申出を行いましょう。申出にあたって遠慮する必要はありません。自分から意思表示をすることが、安心して働ける職場づくりの第一歩となります。

管理者の方は、困りごとの背景を聞き取り、過重な人的負担や金銭的負担にならない範囲で対応を検討したり代案を提案するなど、解決に向けた積極的な取組をお願いします。職場における合理的配慮によって障害のある方が能力を発揮でき、活躍できることで、組織の戦力となります。

本シートは、①障害のある方の着任時・人事異動時や、②人事評価等の定期面談時、障害者任免状況通報書の作成時などに合わせ、年1回以上、管理者から障害のある方へ定期的に配布するようお願いいたします。

①職場における合理的配慮申出シート

※本シートは、障害のある方が管理者あてに伝えたい内容を記載してください。

(1) 本人（申出者）の情報

所属_____ 氏名_____

障害種別 ☐身体障害 ☐知的障害 ☐精神障害

☐発達障害 ☐高次脳機能障害 ☐難病 ☐その他

障害・疾病名（_____）

障害者手帳_____等級 第_____号 ※

※障害者手帳の欄について、手帳を所持されていない方は記載不要です。

(2) 特に配慮を要する事項

※職場に理解してほしい自身の障害特性・困りごと・苦手なこと等を記載してください。

（例：服薬の影響で眠気やだるさが生じるため休憩が必要、長時間の立ち仕事が困難、感覚過敏であり騒音があると集中できない、口頭の指示を理解することが苦手）

(3) 希望する合理的配慮の内容

※申出者が管理者に求める配慮事項などを記載してください。

（例：時差出勤や休憩時間の分割、必要に応じて休憩室を利用したい、座ってできる作業を希望する、静かな環境で作業ができるように配慮してほしい、作業指示についてメールでいただきたい）

(4) 開示範囲（複数選択可）

☐上司 ☐生活相談員 ☐同僚 ☐開示したくない

その他、開示にあたって具体的な範囲や希望があれば記載してください。

(5) その他

※体調に関して心配なことや認識共有のため伝えておくことがあれば記載してください。

②認識共有シート

※本シートは、管理者が申出者と話し合った内容及び講ずる措置の内容を記載し、
申出者と共有してください。

(1) 合理的配慮に関する調整日（話し合いを行った日）

※次回調整予定日があれば記載してください。

年 月 日 （次回調整予定日 年 月 日）

(2) 話し合った内容

※話し合った内容を管理者が記載し、申出者と共有してください。

(3) 講ずる措置の内容

※話し合いを踏まえ、講ずることとした措置の内容を管理者が記載し、申出者と共有してください。

(参考) 合理的配慮に悩んだら、こちらをご参照ください。

●雇用分野における障害者への差別禁止・合理的配慮 | 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/s_hougaishakoyou/shougaisha_h25/index.html

●障害者雇用促進法に基づく障害者差別禁止・合理的配慮に関する Q&A【第三版】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001237499.pdf>

●公的機関における障害者への合理的配慮事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001679528.pdf>

●障害者への合理的配慮好事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001571571.pdf>

職員に対する障害者職業生活相談員の連絡先の周知

●●県●局の相談員は以下の方です。お気軽にご相談ください。

障害者職業生活相談員連絡先

所属_____ 氏名_____

メールアドレス_____

電話番号_____